

川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者選定に係る審査基準等について

1 選定方法

民間活用事業者選定評価委員会における各委員（当日の出席者のみ）の項目別評価点の合計を、出席した委員の人数で割った平均値（小数点第２位四捨五入）を、申請者（グループ）ごとに集計し、より高い点数を得た申請者を指定管理予定者とする。

なお、同点の場合、指定管理料の見積額がより安価な提案を行った団体（グループ）を候補者とする。また、見積額も全く同じ場合、委員の協議により候補者を決定する。

2 審査項目と配点割合について

募集要項１２（２）のとおり

3 基準点

配点合計の６０％を基準点とし、基準点未満の場合は失格とする。

4 各審査項目の採点について

次の５段階により行い、項目ごとの配点に「乗率」を掛けたものを、当該項目の得点とする。

評価段階	乗率	評価内容
5	100%	特に優れている（高度な能力を有している）
4	80%	優れている（十分な能力を有している）
3	60%	普通（一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（能力が乏しい）